

令和 3 年 3 月 22 日

池友会健康保険組合
理事長 藤井 茂



平均標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による、当組合に移行した事業所の令和 2 年 9 月 30 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び令和 3 年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

1. 令和 2 年 9 月 30 日現在の平均報酬月額 346,013 円
2. 令和 3 年度における平均標準報酬月額（等級） 340,000 円（24 等級）
3. 適用時期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

<注意>上記 2. の平均標準月額は、任意継続被保険者の令和 3 年度における上限額として適用されるものです

以上